

GRIPS Discussion Paper 11-28

地域における文化財保護はどうあるべきか
—「歴史文化基本構想」の取組みを中心として—

The Study on Ideal Cultural Properties Protection
Administration in the Local Government
With a Central Focus on “Basic Plan of History and Culture”

田井 祐子
Yuko Tai

2012年3月



GRIPS

NATIONAL GRADUATE INSTITUTE
FOR POLICY STUDIES

National Graduate Institute for Policy Studies
7-22-1 Roppongi, Minato-ku,
Tokyo, Japan 106-8677

地域における文化財保護はどうあるべきか —「歴史文化基本構想」の取組みを中心として—

田井 祐子

政策研究大学院大学 文化政策プログラム (〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1)
E-mail:mjc11002@grips.ac.jp

2007年、文化審議会において、各市町村が地域の幅広い文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想である「歴史文化基本構想」を策定することの重要性が提言された。これを受け、文化庁は、平成20年～22年、市町村に歴史文化基本構想の策定を委託するモデル事業を実施した。本研究は、当該モデル事業を題材とし、自治体における文化財保護行政の望ましい在り方及びそのために国及び地方自治体の取るべき施策を提言することを目的とする。そのため、モデル事業を実施した20自治体へインタビューを行い、モデル事業の効果、歴史文化基本構想の策定過程及び実現に向けて生じた課題、並びに必要な国の支援を分析した。これにより、地域における幅広い文化財の把握と保存活用、文化財保護に関する総合的な計画策定、及び他施策との連携の必要性を示し、そのために自治体及び国がとるべき施策を提言した。

Key Words : *protecting cultural properties, surrounding environment, basic plan of history and culture (translated by author)*

1. はじめに

現在の文化財保護制度においては、文化財保護法に定める6種類の文化財類型に含まれないものや、指定等を受けていない文化財は、行政による保護の対象となっておらず、価値を見出されないまま失われつつある。また、文化財の周辺環境を保護する仕組みは十分に機能していない。一方で、近年、地域の伝統文化を活用した魅力ある地域づくりが重要視されており、地域において文化財に期待される役割は多様化している。

上記の状況を踏まえ、2007年10月の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において、各市町村が「歴史文化基本構想」を策定することの重要性が提言された。

「歴史文化基本構想」（以下、特別な場合を除き括弧を外す）とは、地域の幅広い文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想である。本提言を受け、文化庁は、歴史文化基本構想の方向性や課題を明らかにすることを目的として、平成20年～22年の3か年、全国20地域(付録参照)を対象に文化財総合的把握モデル事業を実施し、市町村に歴史文化基本構想の策定を委託した。

歴史文化基本構想の策定の効果として想定されていたのは、主に以下の3点であった。1点目は、地域に潜在し

ている文化財がその価値を見出されないまま失われていくことを未然に防ぐこと（未指定文化財の保護）である。2点目は、文化財を核とした環境の保護・整備を誘導し、文化的な空間の形成により、当該文化財の魅力を高めること（文化財の周辺環境の保護）である。3点目は、地域の文化財の価値を魅力的な形で分かりやすく人々に提示することで、地域の文化財及び歴史文化に対する人々の理解が深まり、文化財保護において地域との連携協力が推進されること（文化財への理解促進、地域との連携協力）である。

そして、上記の効果を得るためにとられる手法の特徴は以下の2点である。1点目は、文化財とその周辺環境を、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存活用していくことの必要性を重視したこと（計画的行政運営）、2点目は、地域の特性に応じた保護の必要性を重視し、保護の主体や価値評価の主体を地方自治体としたこと（地域の自主性）である。

本研究では、モデル事業を題材として、歴史文化基本構想の目指したものが今後の自治体の文化財保護行政において必要な方向性となりうるか、及びその手段として歴史文化基本構想が有効に機能したのかを分析し、地方自治体における文化財保護行政の望ましい在り方及びそのために国及び地方自治体の取るべき施策を提言するこ

とを目的とする。

2. 先行研究と研究方法

(1) 先行研究

歴史文化基本構想については、小松秀雄(2010)による歴史文化基本構想と「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）を取り上げ、歴史社会学と地域社会学の立場から目的、背景、重要な概念について概観した研究や、柿原芳章、村上佳代、西山徳明(2009)による歴史まちづくり法や歴史文化基本構想などの法制度等と、それらに先がけて文化財をまちづくりに活かした先進的な取り組みを行っている山口県萩市の「萩まちじゅう博物館」を分析し、それらの有する視点や関係性を明らかにした研究がある。しかし、モデル事業を実施した全市町村を対象として調査し歴史文化基本構想について包括的に論じた研究や、モデル事業の効果や課題について論じた研究は無い。本研究は、モデル事業を実施した全市町村に対する調査をもとに歴史文化基本構想について包括的に論じている点、モデル事業の実施結果をふまえて歴史文化基本構想の効果、課題及び今後国として必要な支援を明らかにしている点において、新しい研究であるといえる。

(2) 研究方法

本研究は、モデル事業を実施した20自治体の担当者へのインタビューを主な研究手法として実施する。

まず、モデル事業の実施状況を把握するため、各自治体の歴史文化基本構想の内容等を概観する。次に、企画調査会報告書で期待されていた効果（①未指定文化財の保護、②文化財の周辺環境の保護、③文化財への理解促進・地域との連携協力）がモデル事業の実施によってどの程度達成されたのかを分析する。さらに、歴史文化基本構想の策定過程及び構想の実現に向けて生じた課題及び当該課題に対応するために必要な国の支援を分析する。最後に、今後の地方自治体における文化財保護行政の望ましい方向性及びそのために国及び地方自治体のとるべき施策を政策提言する。

3. 文化財総合的把握モデル事業の実施状況

各自治体の歴史文化基本構想の内容等を概観する。

(1) 実施自治体の概要

モデル事業を実施した自治体のうち、2万人以上10万人未満の中規模自治体が全体の75パーセントを占め

た。指定文化財数については、国指定文化財では10件から30件の自治体が7自治体で最も多く、国・県・市町村指定の全指定文化財数では50件から100件の自治体が7自治体で最も多い。国指定文化財数及び全指定文化財数いずれにおいても全国平均（全国の国指定文化財数を市町村数で単純に平均すると1市町村あたり10件程度、全指定文化財数では1市町村あたり70件程度）を上回る自治体が過半数となっている。

(2) 文化財調査

モデル事業においては、各市町村において域内の文化財調査を実施し、それに基づいた歴史文化基本構想の策定を行うこととなっていた。調査の方法としては、類型別の文化財調査を実施した自治体が13自治体（自治体数は、複数の自治体で共同して実施した場合1自治体とカウントしている。以下同じ）と最も多く、類型・テーマを定めない悉皆調査、テーマ別の調査がそれぞれ7自治体と続く（自治体数には重複がある）。その他、地域の歴史性や住民意識の把握を目的として、年中行事等の調査や住民意識調査が行われており、これらの調査が組み合わせて実施されている。調査主体は、文化財保護に携わる専門家を主体とした場合と、専門家に加えて地域の文化財保護団体やボランティアなどの住民が参加した場合がほぼ半々であった。

(3) 関連文化財群

歴史文化基本構想には、有形・無形の文化財を、歴史的・地域的関連性などに基づいて一定のまとまりとしてとらえ、総合的に保存・活用を行っていく「関連文化財群」の設定が求められていた。「関連文化財群」の設定方法については、歴史的なテーマに基づいて設定した自治体が15自治体と最も多く、その他、把握された文化財に基づいて設定した自治体、具体的な取組みや事業に基づいて設定した自治体、これらの方法を併用した自治体がそれぞれ1、2自治体であった。

(4) 歴史文化保存活用区域

歴史文化基本構想には、文化財と一体となって価値をなす周辺の環境において、当該文化財群を核とした文化的な空間を創出するための計画区域である「歴史文化保存活用区域」の設定が求められていた。当該区域の設定方法については、文化財等の集積に基づいて設定した自治体が6自治体と最も多く、関連文化財群の周囲に設定した自治体が4自治体、具体的な取組みや事業に基づいて設定した自治体が1自治体、これらの方法を併用した自治体が6自治体、具体的な設定の無い自治体が3自治体であった。

(5) 保存活用（管理）計画

関連文化財群ごとに「保存活用（管理）計画」を策定し、一体的な保存・活用を図ることが求められていた。ただし、実際は、必ずしも関連文化財群ごとに定められておらず（13自治体）、文化財全般について定めた自治体が11自治体、歴史文化保存活用区域について定めた自治体が14自治体であった（自治体数には重複がある）。

(6) 歴史まちづくり法の活用

歴史文化基本構想を踏まえて歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けることで、歴史文化基本構想の内容が具体的に事業化されることが期待されていた。しかし、事業仕分けにより、本法固有の支援措置がなくなったことを理由に当該計画の策定を断念した自治体が多く見られ、歴史文化基本構想の策定と並行して当該計画の認定を受けた自治体は3自治体、今後認定を目指している団体は4自治体にとどまった。

4. 調査結果

次に、モデル事業の効果、歴史文化構想の策定及び実現における課題並びに必要な国の支援について見ていく。

(1) 文化財総合的把握モデル事業の効果

企画調査会で期待された3つの効果について自治体からあげられた事項を表1に示す。

まず、未指定文化財の保護に関する効果については、約4分の3の15自治体が「未指定文化財の保存活用の

表-1 モデル事業の効果

未指定文化財への対応	文化財調査の進展	20
	未指定文化財の保護のための仕組みの構築	15
	市町村の指定の仕組みの充実	5
	新たな指定等につながった	2
周辺環境の保護	景観計画、都市計画マスタープラン等への反映	10
	歴史まちづくり法の活用	7
文化財への理解促進、地域との連携協力	住民の文化財への意識の高まりを感じた	12
	歴史文化基本構想に関わった住民の自主的な活動が継続	5
	住民との協働の仕組みができた	1
その他	歴史文化基本構想の策定により他施策との連携・調整等が行いやすくなった	11
	文化財保護行政の方向性を提示できたことに意義を感じた	7

ための仕組みの構築」をあげており、内訳は、登録制度の創設（実施済み2自治体、実施予定8自治体）、補助制度の創設（実施済み3自治体、実施予定2自治体）、データベースの構築と公開（実施済み4自治体、実施予定6自治体）である。これは、文化財調査により地域の文化財が顕在化したことによる効果である。

次に、周辺環境の保護に関する効果については、約半数の10自治体が歴史文化基本構想の内容を景観計画や都市計画マスタープランに反映させたこと、または今後反映する予定であることをあげており、歴史文化基本構想は景観計画等の関連計画において歴史文化の観点からの一定の指針となりえたと言える。これは歴史文化に関する計画策定による効果である。なお、関連文化財群をもとに歴史文化保存活用区域を定めた自治体の半数以上が当該効果をあげており、地域の歴史文化を表すテーマをもとに区域を設定する方が他の施策に活用しやすくなっている。

最後に、文化財への理解促進、地域との連携協力に関する効果については、半数以上の12自治体が、住民の地域の文化財への意識が高まったことを効果として回答した。特に、調査に住民が参加した自治体の半数以上が住民意識の向上に効果を感じている傾向が見られたことから、調査等に住民が参加するプロセスが重要であることがわかる。

その他の効果として、11自治体が他施策との連携・調整がしやすくなったことを、7自治体が文化財保護の方向性を提示できたことをあげている。

以上のことから、地域における幅広い文化財調査、文化財保護に関する総合的な計画策定、地域の歴史文化を表すテーマに沿った施策推進といった自治体の取組みを今後も促進していくことが有効である。

(2) 歴史文化基本構想の策定及び実施における課題

課題として自治体からあげられた事項を表2に示す。

表-2 歴史文化基本構想の策定及び実施における課題

策定時の課題	歴史文化基本構想の目的等の整理不足等	9
	文化財調査の対象・手段の整理不足等	4
	モデル事業実施期間の不足	4
	行政内の関連部署との調整	8
	人材の不足	6
	住民のニーズの取り込み、モデル事業の周知	4
	歴史文化基本構想策定の必要性・メリットの説明	3
策定後実施に向けた課題	地域住民への歴史文化基本構想の周知と協働の仕組みづくり	11
	行政内の実施・協力体制の整備	8
	財政的な裏づけ	7

まず、歴史文化基本構想の策定にあたって生じた課題は、文化財調査や計画策定に関するノウハウの不足に起因するもの（「文化財調査の対象・手段の整理不足等」「人材の不足」等）と、歴史文化基本構想に具体的な強制力やメリットが付与されていないことに起因するもの（「行政内の関連部署との調整」「歴史文化基本構想策定の必要性・メリットの説明」等）があげられる。このため、国が歴史文化基本構想の取組みを支援する際には、この2点に対応することが重要になる。なお、小規模な自治体の方が課題が生じやすいが、自治体の人口や文化財数等によりその内容に大きな違いは見られない。また、策定時に何らかの課題を抱えている自治体は、他にも複数の課題が生じている傾向があり、策定時における支援が特に重要になる。

次に、歴史文化基本構想の実現に向けた課題は、「地域住民への歴史文化基本構想の周知と協働の仕組みづくり」を課題としてあげた自治体が11自治体と最も多く、「行政内での実施・協力体制の整備」や「財政的な裏づけ」をあげた自治体が続く。生じている課題は自治体の状況によって様々であり、人口や文化財数等による傾向は見出しづらい。このため、必要な支援として各自自治体からあげられた事項において有効な類型化ができないかを検討する。

(3) 歴史文化基本構想の策定及び実施のために必要な支援

必要な支援として自治体からあげられた事項を表3に示す。

まず、歴史文化基本構想の策定のために必要な支援は、「策定指針の提示」「モデル事業の分析と事例紹介」「相談窓口の設置」等の歴史文化基本構想策定を助けるための支援と、歴史文化基本構想の策定の「歴史文化基本構想策定の効果の提示」「歴史文化基本構想の制度化」「具体的メリットの付与」等の歴史文化基本構想策定のインセンティブを高めるための支援があげられている。上記(2)で、策定時の支援においては、文化財調査や計画策定に関するノウハウを提供すること、歴史文化基本構想策定に具体的なメリットを付与することが重要になるとしたが、自治体の求める支援もそれに沿ったものとなっている。

次に、歴史文化基本構想の実施のために必要な支援についても、構想実施時の課題に対応する事項があがっている。しかし、自治体数は対応しておらず、実施時の課題として「地域住民への歴史文化基本構想の周知と協働の仕組みづくり」「行政内での実施・協力体制の整備」をあげた自治体が多い一方、必要な支援としては90%の自治体が「財政的な裏づけ」をあげている。そして、歴史まちづくり法への取組み状況に関して必要とする支

表-3 歴史文化基本構想の策定及び実施のために必要な支援

策定のために必要な支援	策定を助ける支援	策定指針の提示	6
		モデル事業の分析と事例紹介	3
		相談窓口の設置	4
策定のために必要な支援	インセンティブ付与	歴史文化基本構想策定の効果の提示	8
		歴史文化基本構想の制度化	6
		具体的メリットの付与	15
実施のために必要な支援	財政的な裏付け	歴史文化基本構想の実施のための活動に対する支援	15
		歴史文化基本構想の見直しや再調査に対する支援	2
		歴史文化基本構想に位置づけられた文化財の保存に対する支援	4
		文化財一般に対する支援の充実	3
	行政内の実施・協力体制の整備	文化財保護行政の新たな役割への意識転換	3
		モデル事業の成果のPR、実施状況のフォローアップ	2
		市町村内の連携促進	2
	ノウハウの提供		4
	住民との協働の仕組みづくり	人材育成（文化財保護担当者、コーディネーター、ボランティア等）	2

表-4 モデル事業の効果による自治体の分類

効果		住民の参画	
		大	小
大	未指定文化財の保護	I	II
	周辺環境の保護		III
小	IV		

援が異なる傾向が見られたことから、自治体の文化財保護の取組みや歴史文化を活かしたまちづくりの進捗により、課題や必要と感じる事項が異なると考えられる。このため、複数の要素を複合し、自治体の文化財保護の取組みの進展状況に応じて必要な支援を分析することが有効である。そのための方法として、モデル事業により得られた効果の状況に応じて、各自自治体を4つの類型に分類した。分類の根拠は、未指定文化財の保護、周辺環境の保護、文化財への理解促進・地域との連携協力の各効果について、実際に取組みが行われた場合に2ポイント、取組みが予定されている場合に1ポイントをカウントし、合計のポイントを全体の平均値と比較して効果の大小を判断した。当該結果をまとめたものが表4である。

住民の参画は十分に効果が出ておらず、行政で主導し

表-5 表4の分類による自治体のタイプ別にあげられた必要な支援

I	人材育成（文化財保護担当者、地域のコーディネーター） 文化財保護行政の新しい役割の提示	（共通して） 財政支援
II	文化財の保存活用に関するノウハウの提供	
III	モデル事業の効果のPR 制度の改善（歴史文化基本構想の制度化、歴史まちづくり法との連携等）	
IV	—	

ている段階の自治体である。IIIは、周辺環境の保護の取組みがなされているが、IIと同じく、行政で主導している自治体である。IVは、未指定文化財の保護及び周辺環境の保護の取組みにおいてあまり効果が得られなかった自治体である。そして、これらのタイプ別に、自治体が必要な支援としてあげている事項をまとめたのが表5である。

Iの自治体においては、住民との協働をさらに進めて行くために、行政と住民をつなぐコーディネーターを地域で育成することが求められている。また、幅広い文化財調査や計画策定を通じ、未指定文化財や周辺環境も含めて保護していくという文化財保護行政の新しい役割を、国として各種機会を通じて提示し続けることにより、これらに取り組む自治体を側面的に支援することが求められている。IIの自治体からは、文化財の保存活用に関するノウハウの提供が求められている。IIIの自治体においては、モデル事業の効果のPRや、歴史文化基本構想の制度化、歴史まちづくり法との連携などの制度の改善が求められている。すなわち、庁内の関連部署に文化財に配慮した施策の実施の必要性を主張する根拠の強化が求められている。IVの自治体においては、必要な支援としてあげられた事項が財政支援に偏っていた。しかし、これらの自治体に対しては、単純な財政支援を行うだけでなく、未指定文化財や周辺環境の保護に関する独自の取組みを促すことが必要である。

5. 総括

調査結果を踏まえ、今後の自治体における文化財保護行政の望ましい方向性と自治体及び国が行うべき取組みを提言する。

(1) 今後の自治体における文化財保護行政の望ましい方向性

各自治体の担当者へのインタビューにおいて、企画調査会報告書が目指した3つの効果（未指定文化財の保護、文化財の周辺環境の保護、文化財への理解促進、地域との連携協力）と2つの方向性（計画的行政運営、地域の自主性に基づく行政運営）を踏まえた施策運営の必要性は肯定された。そして、上記3つの効果は、地域における幅広い文化財調査、文化財保護に関する総合的な計画策定、テーマ性を持った施策推進といった歴史文化基本構想の策定手法により一定程度達成されている。上記を踏まえ、今後の自治体における文化財保護行政の望ましい方向性を以下2点示す。

(a) 地域における幅広い文化財の把握と保存活用

地域における幅広い文化財が総合的に把握され、その価値が明らかにされ、住民に情報共有されることが重要である。これにより、文化財の滅失に一定の抑止効果が働くとともに、自治体独自の保護制度の創設につながる可能性も生ずる。その際、調査に住民が参加することで、地域の歴史文化についての住民の理解が深まり、住民と文化財保護行政が連携協力する契機になる。

(b) 文化財保護に関する総合的計画策定と他施策との連携

自治体において文化財保護に関する総合的な計画が策定されることが必要である。文化財保護の方針が明らかになることにより、他の施策への反映がより容易になる。

(2) 自治体及び国が行うべき取組み

上記の方向性に基づく文化財保護行政を実施するために自治体及び国がとるべき施策は以下のとおり挙げられよう。

a) 自治体が行うべき取組み

(a) 地域の文化財調査の実施

地域に存在する文化財の継続的な調査が必要である。その際、専門家の活用、大学との連携、文化財保護に関わる地域住民の参画を得る等、人員や予算面において継続可能な方法をとるべきであろう。把握された調査結果は、データベース化するなどして、今後の市町村指定の計画的な実施のための資料として活用するとともに公開し、住民による自発的な文化財の保存活用を促すことが必要である。さらに、市町村独自の保護制度の創設が期待される。

(b) 文化財保護に関する総合的な計画策定とそれに伴う文化財保護施策の推進

地域の文化財の保護に関する総合的な計画策定が必要である。当該計画においては、地域の歴史文化の特性を明らかにし、文化財やその周辺環境の保護の方向性を明示することが重要である。当該計画に基づき、計画的かつ長期的な行政運営を行うとともに、都市計画・景観行政等の関連施策との連携を行うことが必要である。なお、

関連施策との連携を行いやすくするためには、地域の歴史文化の特性を表すテーマを設定することが有効である。

上記2点を総合的に実施するものとして、歴史文化基本構想の枠組みを活用することが有効である。その際、計画策定の技術的な面にとらわれるのではなく、各自治体における策定の意義を十分に検討しつつ取組むことが重要である。

b)国が行うべき取組み

まず、歴史文化基本構想策定の具体的なメリットの付与が必要である。歴史文化基本構想の推進に活用できるような補助事業などの継続的な財政支援が最も効果的だと考えられるが、財政支援にとどまらず、歴史文化基本構想策定の効果の具体的な提示を行うことが重要である。さらに、歴史文化基本構想を法的に位置づけることの可能性を検討するべきである。

次に、各自治体の取組みの進展に応じて必要な支援として以下があげられよう。

- (a)文化財調査、計画策定のための指針の策定（今後文化財調査や歴史文化基本構想策定に取組む自治体に対して）

文化財調査の方法及び手順に関する知識提供、文化財保護の総合的な計画策定に関する指針の策定が必要である。この点については、文化庁において、平成24年2月に歴史文化基本構想の策定指針が策定されるとともに、今後、モデル事業の事例集の作成が予定されている。

- (b)成功事例の紹介（主に今後歴史文化基本構想に基づく取組みを進める自治体に対して）（表4のIV）

歴史文化基本構想の策定効果の見えづらい自治体に対しては、歴史文化基本構想の活用方法の提案や、構想実現により具体的な効果が生じている自治体の成功事例を紹介するなど、歴史文化基本構想に基づく具体的な取組みを促進する施策が必要である。

- (c)文化財保護を進めるための具体的なノウハウの提供（主に行政主導で取組みが進んでいる自治体に対して）（表4のII・III）

行政主導で取組みが進んでいる自治体に対しては、研修会の開催、文化財保護活動に関わる各種団体の情報提供、専門家派遣等の仕組みの創設等、文化財の保存活用を行って行くためのノウハウの提供が必要である。

- (d)歴史まちづくり法等との連携（主に行政主導で取組みが進んでいる自治体に対して）（表4のII・III）

歴史文化基本構想の内容を踏まえて歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けることは、歴史文化基本構想の内容を実現するために有効である。歴史的風致維持向上計画の策定にあたっては、あらかじめ歴史文化基本構想を策定しておくことが望ましいとされているが（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基

本的な方針」「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」参照）、制度上の橋渡しは無い。このため、歴史文化基本構想を策定した自治体においては歴史的風致維持向上計画の策定手続きが緩和されるなど、両制度の更なる連携が図られるべきである。

- (e)コーディネーターの育成（主に住民の参画を得て取組みが進んでいる自治体に対して）（表4のI）

住民と協働した取組みをさらに促進するため、行政と住民の活動をつなぐコーディネーターの育成支援が重要である。具体的には、住民と共同した調査の実施、行政と住民の間の情報共有や課題解決のためのマッチング等を行うNPO法人や市民団体等である。これらの人材は地域の中で養成されることが重要である。このため、コーディネーターとなる団体の活動に支援することが必要である。

(3) 文化財マネジメントの可能性

本研究により、(I)に述べた方向性に基づく文化財保護行政を実施するためには、自治体の文化財保護の取組みの進展状況に応じた、きめ細かな支援を行うことの必要性が明らかとなった。このような支援の実施により、各自治体の文化財保護行政の取組みが進み、住民参画が促進され、更に自治体全体の取組みが向上するといった正のスパイラルを生むことが重要である。表5の分類に基づき、そのイメージを図1に示す。

歴史文化基本構想の策定指針の提示により、各自治体においてその策定が促進される(IV)。成功事例の紹介やノウハウの提供が行われる中で、行政による取組みが進み、市民参加が促進される(IV→II・III→I)。さらに、行政と住民の活動をつなぐコーディネーターが育ち、行政と住民の連携が強まることで、自治体全体の文化財保護の取組みが向上することとなる。自治体の状況によ

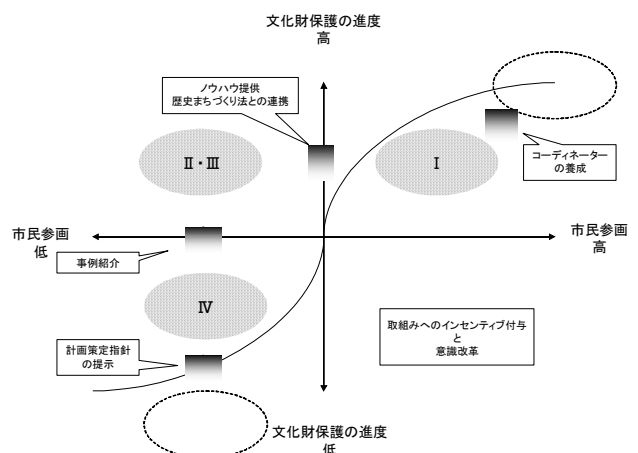


図-1 文化財保護への取組みの進捗と必要な支援

っては、IVから直接Iの段階に移行する場合や、II・IIIやIVの段階からスタートする場合もある。

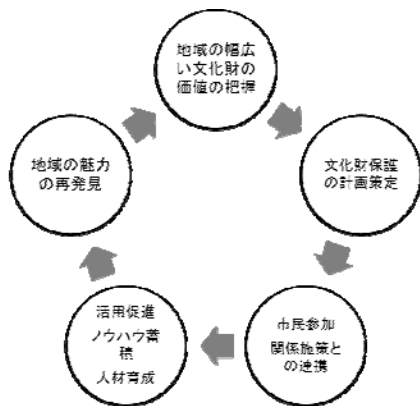


図-2 文化財保護の進展のサイクル

そして、このような過程を自治体の取組みとして具体的に時系列で示したものが図2である。

まず、幅広い文化財の価値が把握されることにより、地域の歴史文化の特性が明らかになり、文化財保護の計画策定が可能となる。当該計画により、将来に継承していくべき価値とその保護の方針が明確化し、市民参加や関係施策との連携が行いやすくなる。そして、市民参加の進展により、地域における文化財保護の活動が促進され、ノウハウの蓄積や人材育成がなされる。さらに、これらの活動により、新たな地域の魅力が発見され、更なる文化財の把握や、計画のバージョンアップにつながっていく。そして、より高いレベルの文化財保護の取組みが行われるというサイクルが生まれる。

図2のようなサイクルにより、自治体の文化財保護の取組みや市民参加が図1のように向上していく過程を総称して「文化財マネジメント」と呼びたい。国と自治体の協力のもと、地域における文化財マネジメントを達成することが、わが国全体の文化財保護行政の充実と将来に継承される文化財の裾野の拡大につながる事となる。今回の調査研究においては、上記「文化財マネジメント」の可能性を示唆する結果が得られたが、本調査研究

はモデル事業終了直後に実施したことから、各自治体においては具体的な取組みがまだ十分に始まっていなかった。このため、各自治体における具体的な取組み状況を継続的にフォローアップし、その実現過程において上記「文化財マネジメント」が達成されていくのかどうかを分析することが必要である。また、歴史文化基本構想の効果は長期的に生じる性質のものであるため、長期的な分析を実施する必要がある。以上を本研究の今後の課題としたい。

謝辞：田井は文部科学省より人事院の行政官国内研究員として政策研究大学院大学に派遣され、本研究に携わった。また、調査にあたり、文化庁及び各自治体の担当者をはじめ、多くの関係者のご協力をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

付録 モデル事業実施市町村

①岩手県盛岡市、②秋田県北秋田市、③福島県三島町、④栃木県足利市、⑤東京都日の出町、⑥新潟県上越市、⑦新潟県佐渡市、⑧富山県高岡市、⑨石川県加賀市、⑩福井県小浜市・若狭町、⑪山梨県韮崎市、⑫「岐阜県高山市、⑬兵庫県高砂市、⑭兵庫県篠山市、⑮島根県津和野町、⑯広島県尾道市、⑰福岡県太宰府市、⑱宮崎県日南市・南郷町・北郷町、⑲鹿児島県宇検村・伊仙町・奄美市、⑳沖縄県 南城市

参考文献

- 1) 小松秀雄「歴史と文化を活かしたまちづくり」の概観『神戸女学院大学論集』57.2(2010)pp.53-68.
- 2) 柿原芳章、村上佳代、西山徳明「歴史文化基本構想及び歴史まちづくり法と菟まちじゅう博物館構想の比較分析 それらの特徴と関係性について」『日本建築学会研究報告 九州支部 3 計画系』48(2009)pp.393-39

The Study on Ideal Cultural Properties Protection Administration in the Local Government With a Central Focus on “Basic Plan of History and Culture”

Yuko TAI

In 2007 Council for Cultural Affairs proposed that it was important that each local government settles on "basic plan of history and culture" that was a master plan to protect many local cultural properties with their surrounding environment, so from 2008 to 2010 20 local governments settled on "basic plan of

history and culture " in the model project of the Agency for Cultural Affairs. This study aims to advocate the directions and measures the government and the local government should take to protect the cultural properties by analysis of the model project. We analyzed effects and problems of the model project and the necessary supports by government based on the interview to the local governments. We concluded that it was important that the local governments grasp many local cultural properties, make the master plan and cooperate with other measures to protect them and the government should take several support for that.